

杉並区子ども・子育て会議条例を公布する。

平成25年10月10日

杉並区長 田 中 良

## 杉並区条例第27号

### 杉並区子ども・子育て会議条例

#### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)

第77条第1項の規定に基づき、区長の附属機関として、杉並区子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

#### (用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

#### (所掌事項)

第3条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、区長が必要と認める事項について意見を述べるものとする。

#### (組織)

第4条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

(1) 杉並区内に住所を有する保護者

(2) 杉並区内において子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) その他区長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。ただし、任期が連続して3期を超えることとなるときは、この限りでない。

#### (会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
  - 3 子ども・子育て会議に副会長1人を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議の会議は、公開とする。ただし、子ども・子育て会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議に、特定の事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員及び部会長は、第4条第1項に規定する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 部会の会議は、公開とする。ただし、部会の議決があったときは、非公開とすることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、子ども・子育て会議が定める。

(委員以外の者の出席等)

第8条 子ども・子育て会議及び部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成27年3月31日までの間に委嘱される委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

3 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中

杉並区産業振興審議会	会長日額 14,500円 委員日額 12,000円
------------	------------------------------

を

に改める。

杉並区産業振興審議会	会長日額 14,500円 委員日額 12,000円
杉並区子ども・子育て会議	会長日額 14,500円 委員日額 12,000円